

令和6年度 第61回中小企業団体三重県大会の提出議案（要約）

[令和6年5月1日時点での政策に基づく要望事項となります]

I 総合・組織

1. 中小企業施策の推進並びに予算の充実・強化

日本経済は、「停滞から成長」への転換局面にあるが、円安に伴う物価高、価格転嫁、人手不足や持続的な賃上げ等の経営課題があり、引き続き厳しい経営状況が続いているため、強力な中小企業対策を講じ、着実かつ迅速に実行すること。また、中小企業等個々の自助努力に加え、協働することで足らざる経営資源を補完・補強し、共同の力で経営課題の解決に取り組む事業協同組合を始めとする中小企業連携組織の役割はますます重要となっていることから、中小企業等を取り巻く課題に的確に対応するためにも、中小企業連携組織に対する施策を充実・強化すること。

2. 適正な価格転嫁の支援

日本経済が賃金と物価の好循環を実現するためには、中小企業等における賃金引き上げが不可欠であり、コスト上昇分を適正に価格転嫁できるよう支援策を講じること。また、価格転嫁等の監視及び指導を強化すること。

3. 観光関連産業施策の拡充・強化

観光関連産業はインバウンドの回復と相まって全国的に賑わいが戻ってきている一方で、人手不足や交通費・燃料費の高騰による旅行者の伸び悩みが懸念されていることから、①地域経済を支える観光関連産業の強化、②インバウンド対応に向けた受入れ体制整備の強化、③観光客増加のための全国旅行支援の継続並びに助成金等の拡充等の支援策を講じること。

4. 官公需適格組合及び地元中小企業等に対する官公需施策の拡充・強化

官公需適格組合及び地元中小企業者への官公需発注に努めるとともに、分離・分割発注の推進などより一層の官公需施策の充実・強化を図るための措置を講じること。

5. 三重の木の需要拡大支援策の継続・拡充等

「三重の木」をはじめとする県産材の普及・PR費助成制度を継続・拡充して実施すること。また、森林環境譲与税の用途については、脱炭素社会を実現するために施設の木造・木質化への助成金等県産材利用を促進する施策へ充当すること。

6. アスベスト等の除去の支援策の創設

中小企業組合等の共同施設におけるアスベストの除去や囲い込み工事に対し、国・県等は補助金制度を創設すること。また、PCB（ポリ塩化ビフェニル）の処理については多額の費用が必要なため支援策を拡充すること。

7. 地籍調査の迅速な推進

地籍調査については、三重県は山間部を中心に進捗率が10%（全国52%：令和4年度末時点）と非常に低い状態であるので、迅速な実施について必要かつ十分な予算措置及び職員の確保策を講じること。

8. 中小企業組合を活用した後継者育成強化

人材育成に努めている組合青年部・女性部組織等が取り組む資質向上や地域経済のリーダー養成に向けた活動等に対する助成措置等後継者育成支援策を講じること。

9. 省エネルギー等設備導入の支援策の創設及び拡充

地域や業界にカーボンニュートラルを目指した取組みを普及させるためには、中小企業組合の活用が効果的であり、工場団地、卸商業団地、商店街等の中小企業組合が主体となって導入する場合に、その設備投資に対しての助成措置として中小企業組合向け省エネルギー補助制度を創設すること。また、国においては省エネルギー投資促進を目的とした設備投資への補助制度が確立されており、県において、国の補助金への上乗せや原油価格高騰のさらなる補助制度を拡充すること。

10. 情報機器等の設備導入支援の強化等

サイバー攻撃から中小企業等を守るための設備やシステム導入に対する補助金などの支援策を講じるなど情報化支援を強化すること。

11. 指定管理者制度の改善

指定管理者制度による指定管理者の選定に際しては、利用者のニーズや情報に精通した地元中小企業等や組合等中小企業連携組織を優先的に活用すること。

12. 教育機関における職業専門課程の充実

県内では自動車整備士を育成する機関が減少している状況にあり、また、電気・ガス・水道などのインフラの老朽化が進展しており、整備士や技能者の育成が急務であるため、資格取得、技能者のスキルアップが可能な教育機関への支援を充実させること。

13. 中小企業組合制度の改善

①特定地域づくり事業協同組合制度、②員外利用制限、③事業協同組合等が行う共同事業、④指名推選制の要件、⑤商店街振興組合における員外理事の制限、⑥設立要件等の中小企業組合制度について、緩和・拡大・改善を行うこと。

II 金融

14. 資金繰り支援への対応強化

事業再構築などの前向きな取組の促進など、個々の中小企業等の実態を踏まえた新たな資金需要の支援を強化し、コロナ以前の既往債務における条件変更については、実情に応じた長期での返済猶予等の柔軟な対応を主要取引金融機関のみならず、他の金融機関や信用保証協会が連携して行うこと。また、商工中金及び日本政策金融公庫の機能の強化を図るとともに地域の中核となる中小企業等の事業転換、中小企業組合や地域資源を活用する企業連携体を支援するため、融資制度を拡充すること。そして、マイナス金利解除の影響が企業経営に及ばないように柔軟な対応を行うこと。

15. 経営者保証改革プログラムに基づく融資慣行の確立

新規融資や事業承継時の対応を含めた既存保証契約の見直し時に、個人保証に依存しない「経営者保証改革プログラム」に基づく積極的な融資の推進を図ること。

16. 高度化資金融資制度の見直し

高度化資金融資について、中小企業基盤整備機構が直接貸付を行えるよう制度を見直しすること。また、高度化資金の組合員貸付について、既存の貸付を含め連帯保証制度を廃止すること。

17. 中小企業倒産防止共済制度の見直し

中小企業倒産防止共済制度について、貸付時に掛金総額からの控除の廃止、貸付を受けられない期間の短縮など見直しを行うこと。

18. 自動車特定整備業に対する補助金等の予算確保

自動車整備業界では、高度のコンピュータ化が進み、整備工場においても設備投資を積極的に促進できるよう補助金の予算確保・低利の融資等支援策を講じること。

19. ものづくり補助金等の要件の見直し及びフォローアップ支援体制の整備

通称「ものづくり補助金」のニーズは極めて高く、雇用促進などの波及効果も期待できるが、本事業の申請にあたっての要件が実態に合わない場合があるため、申請要件の緩和や補助金の返還制度の内容について見直すとともに、平成29年度から始まった「ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援基金」後に採択された企業における販路開拓や販売促進、対象年度の拡充等、フォローアップ支援事業について再度の予算措置を行うこと。

Ⅲ 税 制

20. 中小企業組合及び中小企業関係税制の充実・見直し

中小企業組合及び中小企業等の経営基盤強化と積極的な事業展開を促進するため、①法人税の軽減税率の引下げ、②中小法人軽減税率の適用範囲の拡大、③役員報酬の損金不算入制度の見直しなど中小企業関係税制の充実・見直しを図ること。

21. インボイス制度における経過措置の延長・恒久化

免税事業者等からの課税仕入れについて、仕入税額相当額の8割を仕入税額とみなして控除することができるとする経過措置の延長や恒久化、または追加的措置の導入など、中小企業等の状況を踏まえた柔軟な運用を行うこと。

22. 事業承継税制の一層の拡充

中小企業等の事業承継が円滑に行われるように、取引相場のない株式評価方法の抜本的な見直しや非課税贈与額の拡大などにより、事業承継税制の一層の拡充を図ること。

23. 自動車関係諸税の簡素化及び負担軽減措置の拡充

自動車税に環境性能割が新たに導入され、自動車重量税は既に課税根拠を失っており、揮発油税、石油ガス税等燃料課税における消費税の「TAX ON TAX」は不合理であるため、自動車関係諸税の簡素化や負担軽減措置を拡充すること。

24. 償却資産に係る固定資産税の廃止

償却資産に係る固定資産税は、中小企業等の設備投資意欲の低下等の一要因にもなっていることから、廃止すること。

25. 軽油引取税免除措置制度の恒久的措置等

軽油引取税について、旧暫定税率は廃止すること。また、碎石場や林業・木材加工用機械

等で使用する軽油等生産・製造工程に使用される軽油に係る免税措置を恒久化するとともに対象用途を拡充すること。

IV 商業・流通

26. 地域商業・サービス業に対する消費喚起の支援策の拡充及び継続

物価高による消費者の買い控えが影響し、適正な価格転嫁が進まない厳しい状況が続いているので、地域商業・サービス業に対するイベント開催への補助金の交付や地域商品券、食事券等の発行による消費喚起の支援策を拡充及び継続すること。

27. 商店街活性化への支援

商店街が賑わいを取り戻し、まちの中心地として活性化するためには、行政と地域商業者と大型店等が一体となったまちづくりを行う必要があるので、商店街指導対策予算の確保、商店街振興組合等に対する優遇措置、まちづくり条例の制定と行政計画との連携強化などの措置を講じること。

28. 不公正な取引に対する迅速な対応

中小小売業の現状を直視し、「独占禁止法」や「業種別ガイドライン」等を厳正に適用し、優越的地位の濫用、不当表示、誇大表示など不公正な取引や悪質サイトに対し、監視・監督の強化に努め、違反行為に対しては迅速かつ実効性のある処分を行うこと。また、ガソリンの不当廉売等に対しては公正取引委員会が速やかに情報収集や調査を行い、適切な指導を行うこと。

29. 交通渋滞解消のための早急な道路整備の推進

県内幹線道路の交通渋滞は、改善が見られないため、早急に国道及び県道を整備すること。また、荷捌き円滑化と走行環境改善のために都市部における駐車スペース及び駐車可能区域を早期に整備すること。

30. 高速道路通行料金の大口・多頻度割引制度の恒久化等

E T C 2. 0 装着車に対する高速道路料金の大口・多頻度割引制度について、予算の恒久化並びに新たな措置を創設すること。また、時間外労働の割増賃金率の引き上げによりコストが増加し、経営状況が悪化することが予想されるため、大口・多頻度割引の最大割引率を50%に引き上げること。

31. 団地組合の再整備に係る支援策の創設等

県内の団地組合は、40年以上経過し老朽化し、建物の建替え等が必要となっており、また、卸商業団地は地域の産業や雇用を支える「核」となる存在であり、災害時の防災拠点としての機能を有していることから再整備に係る支援策を講じること。

32. 石油販売業界の持続的な発展・維持を目的とした支援策の強化

サービスステーションが地域の拠点として平時・災害時にも安定供給責務を全うするため、国は具体的なロードマップの策定や政策支援並びに「合成液体燃料」の早期実用化に向けた開発予算の拡充を講じること。また、長引く原油価格の高騰により燃料油激変緩和措置が延長されているが、措置期間をさらに延長すること。

33. 市街化調整区域における物流施設等の開発許可の必要性見直し

市街化調整区域等において物流施設等の開発を行う場合、開発許可が必要であるが、これが施設整備を行う際の投資意欲を低下させる一要因にもなっていることから、開発許可に要する時間を短縮するなどの必要性を見直すこと。

V 労働

34. 中小企業等の実態を踏まえた最低賃金制度の見直し

明確な根拠が示されない中で、最低賃金の大幅引き上げは、賃金支払余力が乏しい中小企業等の経営窮状に拍車をかけることとなる。労使双方の代表が参加する場での議論を行うとともに、中小企業等が自発的・持続的に賃上げできる環境整備の推進に努めること。また、産業別最低賃金は、早急に廃止すること。

35. 時間外割増賃金に対する支援策の拡充・強化

月60時間超の時間外労働への割増賃金率への対応が困難な中小企業等に対して、労働時間の縮減や年次有給休暇の取得促進、休息時間の確保等の取組みを行った場合における助成金等支援策の拡充・強化を行うこと。

36. 育児支援策の充実・強化

子育て世代の労働者が安心して働くことができるよう、認可保育所において土・日保育の実施と延長保育時間の拡充や病児保育に対応することを認可条件とするとともに、保育所に対し必要な経費を支援すること。また、保育士の確保や継続就業のため、保育士養成学校の拡充並びに処遇改善に努めること。

37. 外国人材の育成就労制度への円滑な移行

育成就労制度の受入れ対象分野は、現行の特定技能制度における特定産業分野に限定して設定されることになっているが、特定産業分野がない職種の外国人技能実習生の受入れを行っている中小企業等が育成就労制度を運用できるよう、当該職種に係る分野について早急に特定産業分野への追加を行うこと。

38. 働き方改革推進に向けた支援体制の充実

中小企業等が働き方改革に円滑に対応できるように、官公需の発注時期の平準化や取引価格の適正化、働き方改革推進支援センター等の相談体制を拡充し、申請書類・手続きの簡素化等に配慮すること。

39. 賃上げに伴う中小企業等への社会保険料負担軽減支援策の創設

社会保険の保険料率の安易な引き上げは行わないこととし、社会保険料の負担軽減支援策の創設を中心とした社会保険制度の改善を行うこと。

VI 工業

40. エネルギー価格高騰対策の実現

急激なエネルギー価格の高騰によって価格転嫁の困難な中小企業等の負担を直接的に軽

減するため、電気代・ガス代に関する激変緩和対策を一定期間継続支援すること。

4 1. サプライチェーン対策の継続・充実

人手不足や物価高、感染症・自然災害・サイバー攻撃、地政学的リスク等の複雑な課題が山積しているなか、今後も中小企業等が事業継続力を強化できるようにサプライチェーン対策の支援策を継続・充実すること。

4 2. 新分野進出に向けた大学・公設試験研究機関等の機能の拡充・強化

意欲ある中小企業等の持つ高度な技術が活かされるよう、大学・公設試験研究機関等の機能・体制を拡充・強化するとともに、試験機器等の充実を図り、より一層利便性を高めること。特に三重県工業研究所においては、建物の老朽化が激しく、機能強化及び建替え整備を早急に行うこと。

4 3. HACCPに沿った衛生管理の導入に向けた支援策の拡充

中小企業等にとってHACCPに沿った衛生管理の導入については、人材の育成や施設整備にかかるコスト負担などハードルが高いことから補助制度や税制等を含めた支援策を拡充すること。

4 4. ものづくり技術を支える人材育成・確保の推進

ものづくり産業の担い手育成・確保に向け、ものづくり中小企業等の魅力発信、県内の高校・大学との交流の促進、トライアル雇用の拡充、中小企業組合と関わりの深い職業訓練施設への事業費補助金の拡充等により、ものづくり中小企業等への就労及び人材育成につながる支援策を拡充すること。

4 5. 金属アーク溶接等作業における設備投資等の支援

「溶接ヒューム」及び「塩基性酸化マンガン」が、労働者に神経障害等の健康障害を及ぼすおそれがあることが明らかになったが、労働者へのばく露防止措置のために多額の費用負担が発生しているため、作業床の改造等の設備投資を支援する補助金制度等の支援策を拡充すること。

4 6. 航空機産業に対する支援策の拡充

三重県をはじめ中部地域は、航空機部品の産業集積地として地域経済の発展に大きく寄与し、航空機産業の集積地である中部地域は大きなポテンシャルを有していることから、航空機製造サプライヤーの事業継続や人材確保、新分野展開などの支援強化に取り組むこと。